

平成 20 年度 年末調整の注意点

今年も年末調整を行う時期がさしせまってきました。今年の年末調整で気をつける点は、平成 19 年に住宅を取得した方の住宅借入金等特別控除の控除率が、1%と0.6%に分かれている点と、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の支払保険料の取り扱いです。

(1) 住宅借入金等特別控除について

平成 19 年から住民税への税源委譲の関係で、住宅借入金等特別控除が 2 つ(控除期間が 10 年と 15 年)に分かれています。10 年の場合控除率は 1%ですが、15 年を選択された方は 0.6%となります。控除できる上限額も 25 万円(10 年の場合)と 15 万円(15 年の場合)に分かれていますので、注意が必要です。

また、住宅借入金等特別控除については、「バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」も年末調整で行うことができるようになりました。ただし、最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要があるため、いきなり年末調整で特定増改築等の住宅借入金等特別控除を行うことはできません。

(2) 後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度(国税庁の「年末調整のしかた」では「長寿医療制度」という名称で記載してあります)の保険料についてですが、これは該当する親族の保険料を口座振替で支払った場合は、その支払った方の社会保険料控除になるというものです。

年金から天引きされている後期高齢者医療制度の保険料は、天引きされているかぎり年金受給者本人が負担していることになるので、その年金受給者に社会保険料控除が適用されることになります。つまり、いままではこれらの保険料を支払っていた世帯主や配偶者が、社会保険料控除として受けていた保険料分を、後期高齢者医療制度による天引きにより控除することができなくなるため、世帯としては税額負担が上がるのではと指摘されていました。

そこで、平成 20 年 10 月から市区町村等へ一定の手続きを行うことにより、被保険者の世帯主等が口座振替により保険料を支払うことが選択できるようになりました(年金収入が 180 万円未満の方が対象)。この場合、口座振替により保険料を支払った世帯主等は社会保険料控除の適用を受けることができます。

(3) その他年末調整の留意点

◇扶養親族ってどこまでが該当するの？！

扶養されている方を扶養親族といい、扶養親族がいる方は年末調整で一定の控除を受けることができます。これを扶養控除(配偶者の場合は配偶者控除)といいます。扶養親族に該当するには年末の時点で次の要件すべてにあてはまらないといけません。

- ① 親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます)であること。
- ② 生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。

◇生計を一にするとは？！

かんたんにいうと、同じ家計で生活しているということになります。子供や両親が離れたところで生活していて仕送りや送金をしている場合も、「生計を一にする」に当てはまります。

◇合計所得金額が38万円以下ってどういう意味？！

パートやアルバイトの収入しかないことを前提にいいますと、まず確認しなければならないのは給与収入が103万円以下であるかという点です。給与の収入の場合は65万円の所得控除がありますので、103万円以下の場合、所得が38万円以下になりますので扶養の範囲内となります。給与所得以外の収入がある場合は、計算方法が異なるので注意が必要です。

◇扶養控除等(異動)申告書って？！

この申告書は本来その年の最初の給与を受ける前日までに会社に提出することになっています。配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものであり、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない方も提出する必要があります。また、2ヶ所以上から給与の支払を受けている場合は、そのうち1ヶ所にしか提出することができません。年末調整のときは平成21年分の扶養控除等申告書(来年度の扶養控除等申告書)を記載することになるので、平成20年中に扶養親族等に異動があった方は、平成20年の扶養控除等申告書を再度提出しなければなりません。

◇パートやアルバイトでも年末調整を行う必要があるの？！

年末調整は給与支払者に扶養控除等申告書を提出している方を対象としているため、パートやアルバイトでも年末調整を行うことになります。年間の給与の収入が103万円以下の場合には年税額が生じないため、年末調整により税金の還付を受けることができます。

◇確定申告をする人は、年末調整をしなくてよいか？！

家賃収入などの給与所得以外の収入があり、毎年確定申告をされている方の中には、確定申告をするので、年末調整をしなくてもよいと思われる方がいますが、扶養控除等申告書を提出している方で、その提出先から支払われる給与の総額が2,000万円以下である場合は、年末調整をする必要があります。ですから、年末調整をした上で、他の収入について確定申告をしなければなりません。

◇給与の支払日が月末締め10日払いの場合12月の給与は年末調整の対象となるか？！

給与が月末締めで翌月10日に支払われる場合、12月の給与は1月10日に支払われることとなります。この場合、12月の給与を年末調整の対象となる給与に含めるか迷うところですが、給与規定で支給日が翌月10日と定められている場合は、翌年の収入になることが確定しているため、12月の給与は年末調整の対象外となります。

◇年末調整終了後、年内に子供が生まれたら？！

扶養親族に該当するかどうかは12月31日の現況により判定します。この場合、扶養控除等申告書に、新たに生まれた子供について、扶養控除を適用して年末調整をやりなおし、還付してもらうことができます。ただし、通常は翌年の1月末日までに行う必要があります。それまでに間に合わない場合は、確定申告をして扶養控除を受けることとなります。

◇多額の医療費を支払ったら？！

平成20年中に子供が生まれたり、歯の治療などで多額の医療費(10万円以上が対象)を支払った場合、医療費の控除を受けることができます。しかし、医療費控除は年末調整では受けることができません。多額の医療費を支払った方は、確定申告により税金の還付を受けることができるので、今のうちに領収書(コピー不可)の整理をしておきましょう。

◇過去の未払い残業代を支払ったら？！

過去の残業代の未払いが後に確認され一括して支払をした場合、年末調整はその支払った年の給与として年末調整を行うのではなく、それぞれの年分の年末調整を行うこととなります。たとえば、平成20年に19年の未払残業代を支払った場合、支払った20年の給与として年末調整を行うのではなく、19年の未払残業代は19年の給与として、再度年末調整を行うこととなります。

◇年末調整による還付金が多く、税金を納付しなくてもよいときはどうするの？！

年末調整により還付金が多額となったとき、納める税金より還付金の方が多くなる場合があります。この場合、税金が0円なので金融機関では取り扱いができませんので、翌月の10日(その日が土・日・祝日の場合は休み明けの日)までに税務署へ納付書を提出しなければなりません。

年末調整について不明点等ございましたら弊社担当者までお問い合わせください。最後までご覧いただきありがとうございました。

東京メトロポリタン税理士法人

税理士 大野 嘉彦